

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年6月12日（平成30年（行情）諮問第256号）

答申日：平成30年10月11日（平成30年度（行情）答申第256号）

事件名：特定刑事施設除染業務委託について放射性物質による汚染を確認し除染をすることに至るまでの記録の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定刑事施設除染業務委託（完了年月日 特定年月日）について、「放射性物質による汚染を確認し、除染をすることに至るまで（の経緯）の記録」（特定刑事施設保有）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年1月25日付け東管発第137号により東京矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）を取り消す、本件開示請求文書を開示する、との決定を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

原処分は、「特定刑事施設除染業務委託（完了年月日が、特定年月日に係るもの）に関して、「放射性物質による汚染を確認し、除染をすることに至るまでの経緯が記録された行政文書」（特定刑事施設）」を「特定刑事施設において保有していないため」として不開示決定をしているが、汚染を確認せずに除染が行われるはずがなく、除染は実施されているのだから汚染を確認した文書は存在するので、保有していないとして不開示とした原処分は不当・違法であるから取り消し、法5条により開示しなければならない。

（2）意見書（添付資料は省略）

東京矯正管区長（処分庁）は特定刑事施設除染業務委託（資料、業務完了通知書）の「放射性物質による汚染を確認し、除染することに至るまでの経緯が記録された行政文書」（特定刑事施設）を特定刑事施設において保有していないとして不開示決定（原処分）をしたが、汚染を確認せず又何の経緯もなくいきなり特定刑事施設の除染が実施されるはずがなく、処分庁の主張は虚偽であるので原処分を取り消し本件対象文書

を開示しなければならない。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件開示請求は、審査請求人が東京矯正管区長（処分庁）に対し、行政文書開示請求書により開示請求した、「特定刑事施設除染業務委託（完了年月日が、特定日に係るもの）に関して、「放射性物質による汚染を確認し、除染する事に至るまでの経緯が記録された行政文書」（特定刑事施設）（本件対象文書）について、処分庁が、法9条2項の規定に基づき、行政文書不開示決定通知書により、本件開示請求に係る行政文書については、特定刑事施設において保有していないことを理由とした不開示決定（原処分）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、請求趣旨に該当する行政文書が存在するはずであるとして、原処分の取消しを求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。
- 2 本件開示請求書に記載されている除染業務の内容は、特定市除染実施計画等に基づき、特定刑事施設等における敷地の側溝内の放射線量の低減を図ることを目的として実施されたものであり、特定刑事施設において放射性物質による汚染が確認されたことによる除染ではない。
- 3 本件対象文書の保有状況について、処分庁は、特定刑事施設に対し、請求趣旨に該当すると思われる行政文書の探索を指示し、特定刑事施設において行政文書の探索を行ったところ、請求趣旨に該当すると思われる行政文書を保有していなかった。
なお、処分庁から対象文書の特定の指示を受けた特定刑事施設においては、複数回にわたり、事務室、文書庫、執務用パソコン上のデータを確認したものの、対象文書の特定に至らなかったものであり、特定刑事施設における文書特定のための探索は尽くされたものといえ、これら探索結果を覆して本件対象文書が存在すると判断すべき合理的理由は認められない。
- 4 その他、処分庁において、本件開示請求に係る意思確認による情報提供を行っており、原処分に至るまでの事務手続も適時適切に行われているものと認められる。
- 5 以上のとおり、本件対象文書について、行政文書の不存在を理由とした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 平成30年6月12日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年7月12日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 同年9月18日 | 審議 |
| ⑤ 同年10月9日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、特定刑事施設において本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書は存在するはずであると主張して、原処分の取消しと本件対象文書の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 審査請求人は、「汚染を確認せずに除染が行われるはずがなく、除染は実施されている」と主張する。

(2) これに対し、諮問庁は、本件対象文書が存在しない理由について、本件開示請求書に記載されている除染は、特定市除染実施計画等に基づき、特定刑事施設等における敷地の側溝内の放射線量の低減を図ることを目的として実施されたものであり、特定刑事施設において放射性物質による汚染が確認されたことによる除染ではない旨説明する。

(3) そこで、当審査会事務局職員をして、特定市のウェブサイトに掲載された特定市除染実施計画を確認させたところによると、上記(2)の諮問庁の説明は首肯できる。そうすると、特定刑事施設において放射性物質による汚染が確認されたことにより除染が行われたわけではないことに照らせば、本件対象文書が作成されていないとしても、不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情もない。

また、上記第3の3のとおりの本件対象文書の探索の範囲及び方法についても、問題があるとは認められない。

(4) したがって、特定刑事施設において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、特定刑事施設において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史